



## 資料編

### 1 台東区多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 台東区（以下「区」という。）が、言語や文化、生活習慣の違いを相互に理解・尊重し合い、誰もが地域社会の構成員として活躍できる「多文化共生の地域社会」の実現に向けた多文化共生推進プラン（以下「多文化共生推進プラン」という。）を策定するため、台東区多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多文化共生推進プラン策定に関すること。
- (2) その他区の多文化共生の推進に関し必要な事項

#### (構成)

第3条 委員会は、委員11名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する者及び別表に定める職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 多文化共生に関わる活動を行う団体の代表
- (3) 町会役員
- (4) 外国籍を有する区民
- (5) 日本国籍を有する区民
- (6) 区内に所在する日本語学校の代表

#### (委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条各号に掲げる委員の中から、互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(書面等による会議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、緊急の必要性があり、委員会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、会議の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他委員長が指定する方法により会議を行うことができる。

(任 期)

第7条 委員の任期は、多文化共生推進プランの策定が完了するときまでとする。

(会議及び会議録等の公開)

第8条 委員会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下これらを「会議録等」という。)は、公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 委員長は、委員会の会議又は会議録等の公開にあたり、必要な条件を付すことができる。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、区民部区民課において処理する。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の招集は区民部長が行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、最初の委員会の招集に関し、区民部長は、緊急の必要性があり、委員会を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない事由がある場合は、会議の招集に代えて、委員に対する書面の回付その他区民部長が指定する方法により会議を行うことができる。

別表（第3条関係）

企画財政部長
区民部長
教育委員会事務局次長

## 2 / 台東区多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	渡戸 一郎	明星大学名誉教授
副委員長	栢木 典子	NPO 法人 多文化共生センター東京 代表
委員	大澤 健次郎	鳥越二丁目町会長
委員	中田 秀弘	上野小地区コミュニティ委員会運営 委員長、民生委員
委員	谷口 真理	インターカルト日本語学校
委員	山藤 弘子	日本語講師
委員	徐 江紅	外国籍住民
委員	Monika Gandhi	外国籍住民
委員	酒井 まり	企画財政部長
委員	箱崎 正夫	区民部長
委員	梶 靖彦	教育委員会事務局次長

### 3 台東区多文化共生推進プラン庁内検討会設置要綱

#### (設 置)

第1条 台東区における多文化共生施策の効果的な推進に関し、必要な調査、研究及び検討に係る情報交換を行うため、台東区多文化共生推進プラン庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生の推進に関すること。
- (2) 多文化共生についての庁内連絡調整に関すること。
- (3) 多文化共生についての情報交換に関すること。
- (4) その他多文化共生の推進に関すること。

#### (構 成)

第3条 検討会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、区民課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。

#### (委員長)

第4条 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する者がその職務を代理する。

#### (招 集)

第5条 検討会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて検討会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (作業部会)

第6条 委員長は、検討会の下部組織として、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が必要と認める事項について調査検討し、検討会に報告する。
- 3 部会は、委員長が主宰し、別表2に定める職にある者をもって構成する。
- 4 委員長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、区民部区民課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

別表1 (第3条関係)

企画課長
財政課長
広報課長
危機・災害対策課長
くらしの相談課長
戸籍住民サービス課長
子育て・若者支援課長
産業振興課長
福祉課長
健康課長
保健サービス課長
計画調整課長
住宅課長
学務課長
教育支援館長

別表2（第6条関係）

企画課 企画担当係長
財政課 財政担当係長
広報課 広報担当係長
危機・災害対策課 危機・災害対策担当係長
区民課 協働・多文化共生係長
くらしの相談課 くらしの相談担当係長
戸籍住民サービス課 戸籍住民サービス担当係長
子育て・若者支援課 庶務担当係長
産業振興課 庶務担当係長
福祉課 庶務担当係長
健康課 庶務担当係長
保健サービス課 健康推進担当係長
計画調整課 計画調整担当係長
住宅課 庶務担当係長
学務課 学事係長
教育支援館 教育支援担当係長

#### 4 / 台東区多文化共生推進プラン庁内検討会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委員長	川島 俊二	区民課長
委員	越智 浩史	企画課長
委員	関井 隆人	財政課長
委員	川口 卓志	広報課長
委員	飯田 辰徳	危機・災害対策課長
委員	箱崎 正夫	くらしの相談課長
委員	植野 譲	戸籍住民サービス課長
委員	飯野 秀則	子育て・若者支援課長
委員	浦里 健太郎	産業振興課長
委員	上野 守代	福祉課長
委員	山本 光洋	健康課長
委員	水田 渉子	保健サービス課長
委員	寺田 茂	計画調整課長
委員	清水 良登	住宅課長
委員	福田 兼一	学務課長
委員	工藤 哲士	教育支援館長

## 5 策定経過

### (1) 台東区多文化共生に関する意識調査

#### ①調査対象

	外国人意識調査	日本人意識調査
調査対象	18歳以上の区内在住の外国人 5,000人	18歳以上の区内在住の日本人 2,000人
調査方法等	○抽出方法:無作為抽出 ○調査方法:郵送配布－郵送回収 またはウェブ回答 ※やさしい日本語版と対象者の国籍に 合わせた翻訳版の調査票を同封	○抽出方法:無作為抽出 ○調査方法:郵送配布－郵送回収 またはウェブ回答
言語	英語、中国語(簡体字・繁体字)、 韓国語、ベトナム語、タガログ語、 タイ語、やさしい日本語	日本語
調査期間	令和2年8月28日～9月10日	令和2年8月28日～9月10日

#### ②回収結果

	外国人意識調査	日本人意識調査
発送数	5,000	2,000
郵便物 未着数	274	14
調査対象数	4,726	1,986
有効回答数	1,219	933
有効回答率	25.8%	47.0%

## (2) 台東区多文化共生推進プラン策定委員会

回	日時	内容
第1回	令和3年5月28日 (書面開催)	・多文化共生に関する意識調査結果について ・台東区の現状について ・基本理念と現状・課題について
第2回	令和3年7月29日	・施策体系と計画事業について①
第3回	令和3年8月23日	・施策体系と計画事業について② ・骨子案について
第4回	令和3年11月5日	・台東区多文化共生推進プラン中間のまとめ(案)について
第5回	令和4年1月17日	・台東区多文化共生推進プラン(案)について

## (3) 台東区多文化共生推進プラン庁内検討会

回	日時	内容
第1回	令和3年4月15日	・多文化共生に関する意識調査結果について ・台東区の現状について ・基本理念と現状・課題について
第2回	令和3年7月15日	・施策体系と計画事業について①
第3回	令和3年8月11日	・施策体系と計画事業について② ・骨子案について
第4回	令和3年10月28日	・台東区多文化共生推進プラン中間のまとめ(案)について
第5回	令和4年1月14日	・台東区多文化共生推進プラン(案)について

## 6 / パブリックコメント結果

意見受付期間	令和3年12月16日(木)～令和4年1月6日(木)
意見受付場所	区公式ホームページ、各区民事務所・分室・地区センター、 区政情報コーナー、生涯学習センター、区民課
意見受付件数	3人 7件
提出方法の内訳	ホームページ 2人(3件) 郵送 0人(0件) ファクシミリ 1人(4件) 持参 0人(0件)

### <意見受付数の内訳>

種別	件数
第1章 プランの概要	2
第2章 多文化共生を取り巻く現状	0
第3章 プランの基本的な考え	0
第4章 プランの内容	4
全体、その他	1